

## 内包されている六ヶ所再処理の危険性について考える

原子力安全・保安院は、3月10日に「六ヶ所再処理施設総点検に関する検討会」へ「再処理施設が設計通りに適切に施行されているという点から設備及び建物の健全性が、現時点において全体として確認されていることは有意義である」との評価を示した。

しかし、10回に及ぶ「総点検・検討会」での検討経緯や日本原燃の現地での対応を見てきた者として、保安院の評価は納得し難いだけでなく、あの施設は大きな危険を内包していると指摘せざるを得ない。

関西電力のプルサーマルは、仏・英に委託再処理で抽出されたプルトニウムで充当されるので、六ヶ所再処理稼働を急ぐ必要はない。施設の現況からも、事業者に試運転試験という名の放射性物質の工程注入させることは、絶対阻止しなければならない。

### 1. 安全思想の欠如から始まっている

安全文化の欠如 … 施設特有の潜在的な危険性への認識に欠ける

開発費用を惜しんで、安全性の実証もしないまま安易な組み合わせ導入  
設計の大枠が出来てから安全審査基準がつくられた

寄せ木細工的な海外導入施設と国内技術施設との接合施設

安全審査の安易さ加減

一例 … 航空機の墜落・衝突への設計対応での資料隠し

今回の一連の問題は、2000年2月の内部部品取付漏れ問題への対応不十分から  
水平展開と称する局部限定点検でお茶を濁してきた。

しかも、国の規制機関は書類点検と聞き取り調査だけ→馴れ合いの指導

### 2. 施設・設備の健全性は確認されていない

#### (1) 複雑な巨大施設

15施設；42設備、25建屋・25洞道7工作物（結果報告書の資料）

剪断と溶解の二工程での代表的なユニットが36（技術小委）

結果報告書の健全性対象設備では剪断処理、溶解で4設備

F施設で約2万基、本体が約25万基の設備

配管の総延長：約1,500km、配管の継ぎ目：40万箇所（資料情報室パンフ）

#### (2) 杜撰な工事検査

国の使用前検査では対象外…プールの溶接、埋込金物（コンクリート躯体への）

対象外は、事業者の自主検査とメーカの自主検査をしたはずだったが

書類点検で健全性確認ができなかった設備：約60%

使用前検査合格後に発生の主な「不具合・事象」

取水ポンプ一時停止 00/03/27/（補給水設備の性能検査）

冷却水系循環ポンプ一時全面停止 00/11/19（安全冷却水系循環流量検査）

非常用ディーゼル発電機故障 01/4/12（非常用動力装置の作動検査）

冷却水系出口弁からの漏水 01/8/10（プール水冷却系循環流量検査）

プール水の漏水 01/7/10（F施設使用前検査）

ドレン配管の誤接続 02/9/12（排気筒風量検査）

埋込金物スタッドジベル切断等 013/6/24 (F 施設使用前検査)  
冷却水系循環ポンプの一時停止 03/12/6 (非常用ディーゼル自動起動検査)

### (3) 設計通りの施工・建設並びに所定の性能確保はされていない

隠れ蓑に過ぎない使用前検査合格証

埋込金物は、施工着手時点で移設やスタッドジベル切断が行われていた。

使用前検査後の無届け補修… 03/12/22 報告では 2,142 件の改造・補修の事実  
工事も検査もメーカへの丸投げ

徹底されていなかった設計図書と施行図書の照合・チェック

オールジャパン体制での建設工事の割り振り

海外ライセンサーと国内ライセンシー・メーカとの関係

海外開発技術と国内での特殊パテントとの組み合わせ

施工管理の在り方

事業者・原燃には建設専門家不在で、無責任な寄せ集め経営陣企業

絶え間のない計画・設計の変更、続発する不適合への対応

### (4) すべて信憑性が疑われる書類検査のみ

保安院や検討会の指摘で、文書管理の在り方についても具体的改善策が作成必要

なのに、検討手法は既存の書類調査、聞き取り調査とブレーンストーミング  
書類の信頼性・信憑性確認は、僅か 1.4%の抽出現品検査を実施しての確認

約 6 割の現品点検でも大部分は、過去の検査記録や目視などの間接確認で

分解点検等を実施したものは、僅かに 26.9%で三割にも満たない

## 3. 経営能力に欠け、技術的能力のない原燃に再処理操業は許せない。

他人事のように、無責任極まりない原燃首脳陣

不具合事象発生の都度、先頭に立って謝罪し続ける社長

点検プロジェクトリーダーを始め一貫して変更のない現場事業所幹部  
技術的能力指針の全項目が欠落している原燃

集団作業能力、統率力、コミュニケーション能力、組織管理能力、  
危機管理能力、品質保証能力、評価・監査能力

## 4. 原子力村に胡座を組む事業者の信頼性

説明責任を放棄する住民要求への対応

公開質問への回答は 3 ~ 4 ヶ月後、社長へ直訴の要望もゼロ回答

常に「透明性と説得力のある情報開示」といいながらマスキング手法

未だに公表されない「情報開示基準」とスロー・モードな H P 更新  
地域社会への溶け込みとは…「有識者による地域会議」と「モニタ」の活用

「村八分的体質」の六ヶ所村内だけの毎戸対話訪問

交付金依存症候群の自治体と親方「国策」にオプンした甘えの体質

R C A 報告も「点検結果報告書」も共に改訂版がだされたが、官僚的美文の羅列

それでも、3/10 保安院「評価(案)」でも『今後、住民説明会や住民からの随時の  
問い合わせにおいて丁寧な対応と的確な説明を心掛ける等、地域の目線に立った、  
実のあるコミュニケーションを重ねる必要がある』(22 頁)と